

労使協定のモデル例

(1) 一斉付与方式の場合

年次有給休暇の計画付与に関する労使協定例

〇〇製作所株式会社と〇〇製作所労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の本社に勤務する社員が有する平成〇年度の年次有給休暇のうち4日分については、次の日に与えるものとする。

4月26日、30日、5月2日、7日

- 2 当社社員であって、その有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた残日数が「4日」に満たないものについては、その不足する日数の限度で、第1項に掲げる日に特別有給休暇を与える。

- 3 この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、第1項に定める指定日を変更するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇製作所株式会社
総務部長 〇〇〇〇

〇〇製作所労働組合
執行委員長 〇〇〇〇

(2) グループ別付与方式の場合

年次有給休暇の計画付与に関する労使協定例

〇〇商事株式会社と同商事従業員代表〇〇〇〇とは、標記に関し、次のとおり協定する。

- 1 各課において、その所属の社員をA、Bの2グループに分けるものとする。
その調整と決定は各課長が行う。
- 2 各社員が保有する平成〇年度の年次有給休暇のうち5日分については各グループの区分に応じて、次表のとおり与えるものとする。

Aグループ	8月5日～9日
Bグループ	8月12日～16日

- 3 社員のうち、その保有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた日数が「5」に満たないものについては、その不足する日数の限度で、第2項に掲げる日に特別有給休暇を与える。
- 4 この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、第2項に定める指定日を変更するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
人事部長 〇〇〇〇

〇〇商事株式会社
従業員代表 〇〇〇〇

(3) 個人別付与方式の場合

年次有給休暇の計画付与に関する労使協定例

- 〇〇販売株式会社と同社従業員代表〇〇〇〇とは、標記に関して次のように協定する。
- 1 当社の従業員が保有する平成〇年度の年次有給休暇（以下「年休」という。）のうち、5日を超える部分については6日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その保有する年休の日数から5日を差し引いた日数が「6」に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
 - 2 年休の計画付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期＝4月～9月の間で3日間
後期＝10月～翌年3月の間で3日間
 - 3 各個人別の年休付与計画表は、各回の休暇対象期間が始まる2週間前までに会社が作成し、発表する。
 - 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各回の休暇対象期間の始まる1カ月前までに、所属課長に提出しなければならない。
 - 5 各課長は、第4項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
 - 6 この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、第2項に定める指定日を変更するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇販売株式会社
取締役社長 〇〇〇〇
〇〇販売株式会社
従業員代表 〇〇〇〇

年次有給休暇の計画付与に関する労使協定例

- 〇〇販売株式会社と同社〇〇販売労働組合は、標記に関して次のとおり協定する。
- 1 当社の従業員が保有する平成〇年度の年次有給休暇（以下「年休」という。）のうち、5日を超える部分については5日を限度として計画的に付与するものとする。
 - 2 年休の計画付与の期間は、7月1日から9月31日までとする。
 - 3 組合員は6月10日までに、所属長に対し、期間中において年休の取得を希望する日を申し出るものとする。
 - 4 各所属長は、所属組合員の年休取得希望日が特定の時期に集中し、業務の正常な運営に支障を与えるおそれがあると認められた場合には、組合員に対して希望日の変更を求めることができる。各所属長は、希望日の変更を求める場合は6月20日までに組合員にその旨通知するものとする。
 - 5 本年度の年休の日数から5日を控除した日数が「5」に満たない組合員に対しては、その不足する日数の限度で、第2項の期間中に特別有給休暇を与える。
 - 6 各所属長は、所属組合員の年次有給休暇表を作成し、組合員に提示するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇販売株式会社
取締役社長 〇〇〇〇
〇〇販売労働組合
委員長 〇〇〇〇